

平成30年3月26日
株式会社 佐賀共栄銀行

佐賀労働局との「働き方改革に係る包括連携協定」の締結 および締結式の開催について

佐賀共栄銀行（頭取 二宮 洋二）は、佐賀労働局と、ワーク・ライフ・バランスの促進や企業の労働生産性向上などに向けた「働き方改革」を推進させることを目的として連携協定を締結いたしましたのでお知らせいたします。

連携協定を締結することで、お互いに連携を図りながら、労働関係助成金や各種認定制度の周知等に取り組んで参ります。

なお、佐賀労働局は、今回当行のほか4つの金融機関とも同様の連携協定を締結されております。

1. 連携事項

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進、女性の活躍促進及び労働環境の改善に関すること。
- (2) 企業の労働生産性向上に資する取組に関すること。
- (3) 若年者の県内就職及び定着の促進に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) 佐賀労働局の施策の普及・促進に関すること。
- (6) 働き方改革に係る好事例の収集及び発信に関すること。
- (7) その他、本協定の目的に資すること。

2. 締結式概要

日時：平成30年3月23日（金）14時00分～14時30分

場所：佐賀第2合同庁舎 5階 共用会議室大2（佐賀市駅前中央3-3-20）

出席者：佐賀労働局 局長 松森 靖

株式会社佐賀共栄銀行 取締役頭取 二宮 洋二

以上

本件に関するお問い合わせ先
営業統括部 ソリューション営業グループ（担当：秋岡）
TEL 0952-22-2246